

一般社団法人日本ロボット学会 名誉会員選任規程

2011年3月29日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

2012年7月13日理事会改訂

(目的)

第1条 本規程は、定款第5条の名誉会員選任に関わる事項を定めるものである。

(候補者推薦)

第2条 理事会は、以下の条件のいずれかを具えた者を名誉会員に推薦することができる。

- (1) 会長経験者
- (2) 本会の正会員であり、ロボットの学術または技術に関する権威者で、かつ本会对し功績顕著な者

第3条 名誉会員の推薦にあたっては毎年度最終の理事会が行い、通常総会で決定の手順とする。

第4条 第2条での名誉会員推薦の際の年齢は、70歳を目安とする。

第5条 名誉会員に決定した者のうち、会長経験者は「日本ロボット学会名誉会長」の呼称を、非経験者は「日本ロボット学会名誉顧問」の呼称を、必要に応じて使用できるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日より施行する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。
3. 本規程は2012年7月13日に改訂し、2013年1月1日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会名誉会員選任規程」の正文であることを確認する。

2012年7月13日

署名

印